

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 水郷荘

[H29.4.1~]

介護福祉施設Ⅰ型 (従来型個室)

介護福祉施設Ⅱ型 (多床室)

介護保険			介護保険		
介護度	サービス費の目安(1日)	自己負担(1割)	介護度	サービス費の目安(1日)	自己負担(1割)
要介護度 1	5,470単位	547単位	要介護度 1	5,470単位	547単位
要介護度 2	6,140単位	614単位	要介護度 2	6,140単位	614単位
要介護度 3	6,820単位	682単位	要介護度 3	6,820単位	682単位
要介護度 4	7,490単位	749単位	要介護度 4	7,490単位	749単位
要介護度 5	8,140単位	814単位	要介護度 5	8,140単位	814単位
加算		サービス費の目安	自己負担(1割)	備考	
個別機能訓練加算 ※		120単位(日)	12単位(日)	個別の機能訓練実施計画を策定	
若年性認知症受入加算		1,200単位(日)	120単位(日)	若年性認知症と医師から診断された場合	
看護体制加算Ⅰ2※		40単位(日)	4単位(日)	常勤の看護師が1名以上配置されている場合	
看護体制加算Ⅱ2※		80単位(日)	8単位(日)	基準より多い看護職員の配置によるケア	
日常生活継続支援加算 ※		360単位(日)	36単位(日)	一定数以上の介護福祉士による専門的ケア	
精神科医療養指導加算 ※		50単位(日)	5単位(日)	精神科医による月2回の療養指導	
栄養マネジメント加算 ※		140単位(日)	14単位(日)	個別の食形態に配慮した栄養ケア計画策定	
外泊時加算		2,460単位(日)	246単位(日)	外泊をした翌日から6日間算定	
口腔衛生管理体制加算※		300単位(月)	30単位(月)	歯科衛生士の月1回以上の介護職員への助言・指導	
初期加算 (入所後30日)		300単位(日)	30単位(日)	入所後、または30日を越える入院後に再び入所した場合30日まで算定	
経口維持加算(Ⅰ)		4,000単位(月)	400単位(月)	著しい摂食障害を有する入所者に対して、計画に基づき、管理栄養士が栄養管理を行った場合。	
経口維持加算(Ⅱ)		1,000単位(月)	100単位(月)	経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等を行った場合。	
夜勤職員配置加算Ⅰ ※		130単位(日)	13単位(日)	夜勤を行う職員の数が基準を1人以上上回る	
看取り加算(死亡以前4日以上30日以下)		1,440単位(日)	144単位(日)	施設内において、看取り介護を行なった場合	
看取り加算(死亡日の前日・前々日)		6,800単位(日)	680単位(日)		
看取り加算(死亡日)		12,800単位(日)	1,280単位(日)		
介護職員処遇改善加算※H29.4.1より		☆総単位数の8.3%		介護職員の処遇改善を行なった場合(小数点四捨五入)	
地域区分(7級地)※		(単位数+加算)×1.014		稲敷市=1単価10.14円(小数点切捨て)	

※印がついている加算項目は水郷荘の現在のサービス体制加算になります。その他加算項目は事実発生した場合に請求します。

保険外

	基準費用額(1日、1回)	全額自己負担	
食事代	1,380円	1,380円	但し、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費の負担限度額、又居住費の負担限度額となります。
居住費	(従来型個室)	1,150円	
	(多床室)	840円	
電気代	(1品目1日)	50円	

○入院日と退院日の食事代は保険対象外ですので、朝280円・昼550円・夕550円で食べた分を請求させていただきます。

○入院期間中の居住費は、居室を確保してある場合、基準費用額を請求させていただきます。